

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

第1回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成15年7月11日(金) 13:00~14:10

会 場：石狩市議会第1委員会室

第1回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議録

開催日時：平成15年7月11日（金）13：00～14：10

開催場所：石狩市議会第1委員会室

【出席委員】（敬称略）

○委員長 熊倉 正博

○副委員長 阿部 政二 佐々木 友治

○委員 高田 静夫 成田 一夫 羽立 福光 酒井 敏一
村重 節子 坪田 清美 伊藤 一治 後藤 崇
田中 宣律

【欠席委員】（敬称略）

佐藤 克廣

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木 大樹 中村 裕一

【規程第6条第3項の者】 6名

議会事務局職員 3名 農業委員会事務局職員 3名

【傍聴者数】 1人

議事日程

| | | |
|-----|----------------------------------|------|
| 1 | 開会 | 3 頁 |
| 2 | 委員の紹介 | 3 頁 |
| 3 | 委員長及び副委員長の互選 | 3 頁 |
| 4 | 協議事項 | 4 頁 |
| (1) | 小委員会の進め方について | 4 頁 |
| (2) | 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期に関する制度の概要について | 6 頁 |
| ① | 議会議員の定数及び任期 | 6 頁 |
| ② | 農業委員会委員の定数及び任期 | 10 頁 |
| (3) | 小委員会の運営及びスケジュールについて | 15 頁 |
| 5 | その他 | 16 頁 |
| (1) | 第 2 回会議の開催日時等について | 16 頁 |
| 6 | 閉会 | 17 頁 |

1 開 会

○工藤事務局長：本日はお忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。
進行を務めさせていただきます、事務局の工藤です。

2 委員の紹介

○工藤事務局長：ただ今から議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を開会いたします。

委員の紹介を行いたいと思います。お手元に配布の資料1の順に紹介させていただきます。

石狩市議会議員の熊倉正博委員でございます。石狩市議会議員の高田静夫委員でございます。厚田村議会議員の阿部政二委員でございます。厚田村議会議員の成田一夫委員でございます。浜益村議会議員の佐々木友治委員でございます。浜益村議会議員の羽立福光委員でございます。石狩商工会議所会頭の酒井敏一委員でございます。石狩市 PTA 連合会副会長の村重節子委員でございます。石狩市一般公募委員の坪田清美委員でございます。厚田村農業委員会委員の伊藤一治委員でございます。北石狩農業協同組合理事の後藤 崇委員でございます。共通委員であります北海道石狩支庁地域政策部長の田中宣律委員でございます。なお、共通委員の北海学園大学法学部政治学科教授の佐藤克廣委員につきましては、本日は都合が悪く欠席しております。

3 委員長及び副委員長の互選

○工藤事務局長：次に次第の3委員長及び副委員長の互選でございますが、最初の委員会でございますので、委員長の互選について本協議会では特に定めたものはございませんので、石狩市の例によりまして、行いたいと思います。

それでは、委員長が互選されるまでの間、年長の委員の方に臨時にその委員会の委員長の職務を行って頂きたいと思います。現在出席中の最年長者は、浜益村の羽立福光委員でございますので、臨時委員長という形で進めさせていただきます。よろしく願いいたします。なお、ただ今の出席委員数は12名で、定足数に達しております。

○羽立臨時委員長：それでは、ただ今ご紹介がありました浜益村の羽立でございます。委員長が選任されるまで臨時に委員長の職務を行います。何卒よろしくお願いいたします。

これより、本小委員会の委員長の互選を行います。委員長の互選の方法は、委員が推薦することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ございませんか。異議なしとの声がありましたので、互選の方法は推薦といたします。この件について発言ございませんか。

浜益村の佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員：この委員会の委員長には、石狩市議の熊倉委員をご推薦いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○羽立臨時委員長：ただ今、石狩市の熊倉正博委員を委員長にとの発言がございましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、委員長に石狩市の熊倉正博委員を選任することとなりました。以上で私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。委員長と交代いたします。

○熊倉委員長：突然の指名で非常に戸惑っているところでございます。

ただ今、委員長に推薦をされました熊倉正博でございます。皆様のご協力をいただきながら、その職務をまっとうしたいと思います。よろしくお祈りを申し上げます。

これより、本小委員会の副委員長の互選を行いたいと思います。互選の方法は、委員の皆様の推薦といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、互選の方法は推薦といたします。この件につきましてご発言がございますか。

○会場内：委員長の指名でいいんでないでしょうか。

○熊倉委員長：ただ今、委員長指名ということで発言がございましたが、私委員長指名でよろしいですか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。それでは副委員長をご指名させていただきますが、暫時休憩をさせていただきますと思います。

(休憩)

○熊倉委員長：再開いたします。

副委員長に、厚田村の阿部政二様と浜益村の佐々木友治様。このご両名にお願いいたしたいと存じます。それでは、阿部政二様からご挨拶を簡単に結構ですのでよろしくお祈りいたします。

○阿部副委員長：はい。身に余る光栄でございます。一所懸命がんばりたいと思います。今後ともよろしくお祈りいたします。

○熊倉委員長：続きまして、佐々木友治様お願いします。

○佐々木副委員長：ご指名をいただきまして本当に大変な役目をいただいたと思っております。もっとも委員長ともども小委員会のために一所懸命やりますのでよろしくお祈りいたします。

○熊倉委員長：それでは両副委員長様よろしくお祈りいたします。

4 協議事項

(1) 小委員会の進め方について

○熊倉委員長：それでは、協議事項に入りたいと思います。はじめに、小委員会の進め方について事務局より説明を求めます。

○清水事務局次長：事務局次長の清水でございます。よろしくお祈りいたします。

私のほうからご説明させていただきたいと思います。小委員会の進め方でございますが、資料2をご覧ください。まず設置の理由でございます。当委員会は、合併するとした場合の議会議員、農業委員会委員の定数や任期は、特例などの選択によって態様が異なることから、十分な調査、審議等を行う必要があるということで設置されております。

次に付託事項でございますけれども、1つ目が議会議員の定数及び任期の取扱い。2つ目が農業委員会について、農業委員会の区域の取扱い。そして農業委員会委員の定数及び任期の取扱いになっております。

事務局で考えております小委員会の進め方でありまして、1つ目としまして、協議会で合併の方式が決定するまでは、関係法令に基づく制度や合併特例法等による特例について理解を深めていくことが必要であると考えております。今回もこの後、制度の概要について説明する予定となっております。方式が決まるまでは、新設、編入の両方について調査・研究を行い、勉強会的に理

解を深めて行きたいと考えておるところでございます。

2番目でございますが、協議会で合併の方式が決定した後は、その決定した方式に該当する部分につきまして更に理解を深め、付託事項について小委員会として1つの方向性を決めていく。こう考えているところでございます。方式が決まりますと選択の幅が狭まりますので、その中で具体的な協議・検討を進めていただく。このように考えておるところでございます。

3番目としまして2番目で決まりました方向性に基づきまして、付託事項に対する調整案、小委員会としての案でございます。結果を作成しまして、協議会へ提案することとしたいと思えます。

4番目で、以上、協議会で承認された場合、本委員会での協議は終了することとなります。ですが場合によっては、協議会にかけた調整案が再度、小委員会で検討するよという場合も想定されますが、その場合については、再度の小委員会での検討ということも考えられますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○熊倉委員長：事務局より説明が終わりましたので、協議に入りたいと思いますが、何かご質問、ご意見がございましたらお受けいたしたいと思えます。

はい、成田委員。

○成田委員：小委員会の進め方なんですけれども、2のところ付託された事項について小委員会で1つの方向性を見出すんだということなんですけれども、この1つの方向性を見出すということは具体的にどういうことなのか説明をいただきたいと思えます。

○熊倉委員長：事務局から答弁をいたします。

○清水事務局次長：お答えいたします。後ほど会議次第で言えば(2)のところ概要を説明していきますが、議会議員におきましても、定数や任期の取扱いというのは、多種多様なバリエーションがございます。まず、大雑把に言いますと、原則どおり特例を適用しない方法があります。それから合併特例法による特例を適用する場合がございます。ただ、その特例は合併特例法だけではなくて、一般の基本法となる自治法の中を適用して公選法という特例ですとか、農業委員会におきましては、農業委員会の本法の中の特例ですとか色々ございます。それも新設合併と編入合併によって更にバリエーションが出てくるという、大変多種多様なものになります。ですので、合併した場合それらのどれを適用するかを検討していただくと、そういう方向性でございます。

○成田委員：ちょっといいですか。

○熊倉委員長：はい、どうぞ。

○成田委員：私が聞きたいのは、小委員会としての1つの方向性というのは、これだというものを全員が認識のもとに決定をするという部分について、そうなんですかという確認をさせていただいているところなんですよね。

○熊倉委員長：事務局、答弁お願いします。

○清水事務局次長：お答えいたします。それにつきましては、この小委員会としての全員一致の考えとして協議会へ持っていくことが望ましいと考えております。

○熊倉委員長：はい、成田委員。

○成田委員：それが、この委員の中で仮に1人でも2人でもその委員会でこう行こうとしてるんだが、それに反対するとか、違った意見を持っている人が出てきて、調整が取れない、まとまらないという場合は、多数決とかそういう形になるんですか。

○熊倉委員長：このことについて事務局は。

○清水事務局次長：これと似た議論が第1回の合併協議会で行われたわけですが、協議会の席上で同じように、協議会については3分の2の議決という形になりますけれども、それを多数決という形を取るか、それとも全会一致を目指して協議を行うかという話になりました。その席上、親元である協議会のほうでは、全員一致を目指す、できるだけ議論を尽くすという形で進めるという方向になりましたので、小委員会につきましてもできるだけ、ぎりぎりのところまで行っていただくと。方向性を見出すと。ご不満のある方も出てくるかもしれませんが、その場合については何らかの納得のいくまで話し合いを続けていっていただければと事務局としては考えております。

○熊倉委員長：成田委員、よろしいですか。

○成田委員：はい、わかりました。

○熊倉委員長：その他何かございませんか。

(なしの声)

なしとのお声でございますので、本小委員会は、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期について十分な審議を行い、付託事項の件について1つの方向性を見出し、協議会へ提案するという役目がございます。このことを踏まえまして、小委員会の進め方について了承することによりよろしいですか。

(異議なしの声)

はい。異議なしの声がございますので、次に進みます。

(2) 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期に関する制度の概要について

① 議会議員の定数及び任期

○熊倉委員長：(2)①の議会議員の定数及び任期について制度の概要を事務局より説明を求めます。

○中村調整班長：事務局の中村です。よろしくお願いたします。

次第4(2)①の議会議員の定数及び任期について、合併特例法の制度の概要を資料3-1を使いまして説明させていただきます。座らせていただきます。

説明に入る前に資料に訂正箇所がありますので、訂正願います。3ページ一番下段の※3の説明で、表の一番下に直近の議員定数とありますが、直近の現議員数が正しい表現となります。また、5ページ、パターン5の説明であります。制度の内容の1行目に前記パターン4在任特例とありますが、パターン4をパターン3に訂正願います。

1ページをお開きください。最初に、議会議員の定数及び任期について、合併の際になぜご覧のような特例が設けられているかを説明いたします。

合併特例法の趣旨としましては、身分を失う合併関係市町村の議会議員について、合併関係市町村の協議により、一定期間に限り、新市の議会議員として増員や在任することを認める規定であります。新設合併では、合併関係市町村の全ての議会議員が、また編入合併では、編入される市町村の全ての議会議員がその身分を失うこととなるため、特に編入合併の特例において、編入される市町村の区域に議会議員が不在というようなケースが生じないよう配慮された内容となっております。

1ページの説明になりますが、新設合併と編入合併それぞれの方式によった場合の原則と特例を身分、選挙、定数、任期の4区分に分けて全てのパターンの要点のみを記載しております。新設合併と編入合併、ともに制度の内容は異なりますが、原則、定数特例、在任特例と合併時にお

ける制度が大きく3パターンあります。また編入合併では、合併後1回目の一般選挙の期間に限り、更に定数特例を適用することができる2つのパターンがあります。

2ページにつきましては、1ページの内容を身分、選挙など区分ごとに各パターンを比較しやすいようにフロー図にしたものであります。

3ページをご覧ください。制度の内容についてパターンごとの説明に入りますが、まず、平成15年1月1日施行の地方自治法第91条の一部改正により、議会議員の定数の定め方が、改正されましたので説明いたします。

改正前は、自治法において人口数の区分に応じ定数が定められており、その法定定数に対し、条例で減少して定めることができる規定となっておりましたが、改正後は、第91条第1項により市町村の議会の議員の定数は、条例で定めるとなり、その条例で定めることができる定数の上限数を人口を基準とした区分に応じ、同条第2項で規定されております。

新設合併には大きく3パターンあり、パターン1の原則として、合併特例法の適用を選択しない場合の一般法での取扱いであります。この場合、3市村の全ての議会議員はその身分を失い、合併期日から50日以内に設置選挙を行います。定数については、※1の説明にありますとおり、3市村の人口の合計が59,734人であるため、自治法第91条第2項第6号に該当し、条例で定める定数の上限数は30人となります。

次にパターン2の定数特例として、合併特例法第6条第1項を適用した場合の取扱いであります。3市村の全ての議会議員はその身分を失い、合併期日から50日以内に設置選挙を行うところまでは原則と同様であります。設置選挙を行う際の定数については、自治法上限数の2倍の範囲内ということで※2にありますとおり30人かける2倍の60人以内の定数を3市村による協議で定め、設置選挙の期間に限り適用することができます。3市村の場合には、実際には現議員数の50人で全定数となります。その後の一般選挙以降については、自治法に基づく条例で定める定数に復帰することとなります。

次にパターン3の在任特例として、合併特例法第7条第1項第1号を適用した場合の取扱いであります。選挙を伴わず、合併期日と同時に3市村の全ての議会議員は新市の議会議員として在任することができ、期間は2年以内となっております。定数については、※3にありますとおり直近の3市村の現議会議員数の合計は50人であり、協議により定めた2年以内の期間に限り適用することができます。

続きまして4ページ編入合併であります。ここで編入合併の制度を説明するにあたりまして、先に5ページ一番下にあります参考をご覧ください。この参考につきましては、編入する市町村を厚田村または浜益村とした場合を想定し、編入合併特例定数を算定したものであります。すなわち石狩市がどちらかの村へ編入した場合の編入合併特例定数となります。この編入合併特例定数については、後ほど説明いたしますが、定数特例を適用するにあたって、編入される市町村の議会議員の増員数を編入する市町村の議会議員の定数に加えて算定した定数のことであります。厚田村または浜益村への編入合併により算定された編入合併特例定数は、いずれも200人を超す定数となりまして、あまりにも非現実的であります。また、同様の編入合併形態をとった場合、市が村へ編入して編入する村が市制施行を行うということも非現実的である要素であります。このことから編入合併の制度を説明するにあたりましては、厚田村及び浜益村が石狩市へ編入したことを想定し、編入する市町村は石狩市、編入される市町村は厚田村及び浜益村とあてはめて説明いたします。

4 ページへ戻りまして説明いたします。

編入合併には大きく3パターンあります。更に、合併後1回目の一般選挙の期間に限り、引き続き適用することができる特例が2パターンあります。

まずパターン1の原則として、合併特例法の適用を選択しない場合の一般法での取扱いであります。編入合併の場合は、石狩市の議会議員については、合併前となんら変わりはありません。しかし、厚田村及び浜益村の議会議員については、その身分を失うこととなります。ただし、石狩市の定数が26人と自治法上限数の30人より下回っているため、自治法上では単純計算で最大4人までの増員が可能であると考えられます。結果4人を増員することとなった場合は、合併期日から50日以内に増員選挙を行います。定数については、3市村の協議によりあらかじめ決めておかなければならず、任期については、石狩市の議会議員の残任期間となります。また、増員分の数において、単純に石狩市の定数を増員すると、必ずしも厚田村及び浜益村の区域から議会議員が選出されるとは限らないため、厚田村及び浜益村の区域に選挙区を設置し、増員分を補うことも可能と考えられます。

この公職選挙法等の規定により設置される選挙区の具体的な取扱いにつきましては、現在北海道に照会中であります。

パターン2の定数特例として、合併特例法第6条第2項から第4項を適用した場合の取扱いであります。合併期日から50日以内に増員選挙を行うところまでは原則で増員選挙を行うとした場合と同様であります。厚田村及び浜益村のそれぞれを区域とする選挙区を設け、新市の議会議員として増員いたします。任期については、石狩市の議員の残任期間となっております。この選挙区の増員数の算定方法は、※5にあります計算式が定められており、厚田選挙区、浜益選挙区それぞれ1人ずつと算定されます。算定された増員数、厚田村1人、浜益村1人を石狩市26人に加算した28人が編入合併特例定数といい、この特例が適用されている期間は、条例で定める定数よりも優先され、増員選挙や補欠選挙の対象ともなる定数であります。この場合、合併後1回目の一般選挙の期間は、自治法に基づき条例で定める定数に復帰いたします。

5 ページをご覧ください。パターン3の在任特例として、合併特例法第7条第1項第2号を適用した場合の取扱いであります。選挙を伴わず、合併期日と同時に3市村の全ての現議会議員数、つまり50人が新市の議会議員として在任することができ、任期は石狩市の議会議員の残任期間となっております。この場合、合併後1回目の一般選挙の期間は、自治法に基づき条例で定める定数に復帰いたします。

次にパターン4の定数特例プラス定数特例として、パターン2の定数特例を適用した後、合併後1回目の一般選挙の期間について、合併特例法第6条第5項から第7項に基づく定数特例を適用した場合の取扱いです。これは増員選挙の任期の期間はパターン2を適用しており、更に一般選挙①の期間に限り厚田村及び浜益村のそれぞれの区域に選挙区を設け、編入合併特例定数を用いて新市の議会議員として増員する場合があります。なお、2回目の一般選挙時には、自治法に基づき条例で定める定数となります。

次にパターン5の在任特例プラス定数特例として、パターン3在任特例を適用した後、合併後1回目の一般選挙の期間について、合併特例法第7条第3項に基づく定数特例を適用した場合の取扱いです。これは3市村の全ての議会議員が在任する期間はパターン3を適用しており、更に一般選挙①の期間に限り厚田村及び浜益村のそれぞれの区域に選挙区を設け、編入合併特例定数を用いて新市の議会議員として増員する場合があります。

合併特例法第7条第3項の規定は、第6条第5項から第7項の定数特例を準用する旨の規定のため、パターン4の一般選挙①の期間と同様の取扱いとなっております。なお、2回目の一般選挙時には、自治法に基づき条例で定める定数となります。

6ページ以降は、議会議員の定数及び任期の取扱いについて定められた関係法令を抜粋しておりますので、参考にしてください。

以上、制度の概要について説明をさせていただきましたが、先ほども述べましたとおり選挙区を設ける際の具体的な定数の決定方法等について現在北海道に照会中でありますので、今後、資料の若干の訂正も考えられますので、ご了承願います。なお、次回の会議において詳細を説明できると考えております。

以上、議会議員に係る制度の概要についての説明を終わります。

○熊倉委員長：ただ今、事務局の説明が終わりましたので、協議に入りたいと思いますが、非常に大変な意見が出るのかなと委員長としても想定しておりますので、ご意見ございましたら順次お受けいたしたいと思います。どうですか、まだ色々と整理がつかないですか。

○阿部副委員長：まず、これ合併の方式が決定しなければ、掘り下げて検討できる内容になっていかないのではないかと。ここにあるように理解を深めるぐらいの部分でしかないんでないですか。

○熊倉委員長：ただ今、阿部委員から合併の方式が決まらない限りは、色々協議するにも非常に意見が続出するのではということ、事務局としてはどうですか。

○清水事務局次長：現段階では阿部委員がおっしゃられたように、勉強段階だと考えております。先ほども申しましたとおり今日は勉強という形で質問的に何かわからないご不明な点があれば私どものほうからお答えいたしますし、この場でわからないものであれば持ち帰って次回にご説明させていただくと、そういう形になるかと思っております。

進め方のところで申し上げましたように、合併の方式が決まってから、このパターンに基づき、入念な勉強をした後に実際の検討に入っていただくと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○熊倉委員長：それでは、結局本日は資料に対しての疑問点があればということで、深い意見についてはこの後という考え方でよろしいですか。

○清水事務局次長：はい、結構でございます。

○熊倉委員長：そうですか。委員の皆様にはそのような考え方でございますので、資料の中でまだ具体的に説明が欲しいという部分について、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員：4ページの文末に編入合併特例定数とありますね。石狩市26人プラス厚田村1人プラス浜益村1人イコール28人と。事務局にお聞きしたいんですが、この部分とパターン5の部分でいきますと、30人以内いいですよという自治法上限定数30人以内となっておりますね。この部分の考え方で厚田1、浜益1でなくて厚田2、浜益2でもいいような気がするんだけど。

○熊倉委員長：事務局、答弁願います。

○清水事務局次長：この全部のパターンにつきまして、一般選挙が終わったとき自治法上限数以内というのは、平常の状態に戻ったときという形になります。これは条例で定めなければいけないんですが、その条例で定めるとき上限が30人という形になっております。石狩が26ですから、2、2で4増やしてもいいじゃないかという考え方も出てくる場所なんですけど、ここが定数の決め方につきまして、選挙区を置かないでいきなり30でやってもいいんですが、選挙区を

置く場合は人口比例になってくるわけなんです。人口比例になりますとやはり1、1という形になろうかと。またその時に人口単純比例ではなく、おおむねに比例というのも出てきて、また色々な要素が入ってきます。次に合併を機にして特別な定数というのも出てくるんですが、これは通常合併後1回限りという解釈はなっているのですが、法令上条例でそれを無理矢理続けようという意思があるのであれば、それを止めるのかどうなのか、そういった解釈が必要になってきます。その他もろもろの解釈が出てきます。ここではこんなに難しく見えておりますが、これは概要でございまして、もっと細かいことが出てきます。それらについて方式が決まってから順次、もう一度勉強いただいて、ご検討願いたいと思っております。

○熊倉委員長：伊藤委員どうですか。ただ今の答弁でご理解いただけましたか。

○伊藤委員：ちょっと難しいですけど、ただ12人おって地方自治体として今まできちっとやってきた中で、今度1人しか出せないということになると計算上でそうなるんですか、はい理解しました。っていうのはし難いことだなという気はいたしますけど、ちょっと協議の中で勉強させてもらいます。

○熊倉委員長：はい、わかりました。その他何か質問、意見ございましたらお受けしたいと思います。

よろしいですか。

(なしの声)

はい、ないようでございますので次に進ませていただきます。

② 農業委員会委員の定数及び任期

○熊倉委員長：続きまして②の農業委員会委員の定数及び任期について制度の概要を事務局より説明願います。

○中村調整班長：(2)②の農業委員会委員の定数及び任期について、合併特例法の制度の概要を資料3-2を使いまして説明させていただきます。

大変申し訳ありませんが、こちらの資料にも1箇所訂正があります。1ページ一番右の列にありますパターン2-1に在任特例適用なしとありますが在任特例非選択と訂正願います。

1ページをお開きください。農業委員会については、委員会の設置形態によって合併の方式による制度内容が異なるため、合併の方式の検討に入る前に設置形態を先に検討する必要があります。その設置形態別に新設合併と編入合併それぞれの方式によった場合の原則と特例を身分、選挙、定数、任期の4区分に分けて全てのパターンの要点のみを記載しております。

1つの委員会を設置する場合、新設合併と編入合併、ともに制度の内容は異なりますが、原則、在任特例と合併時における制度が大きく2パターンあります。また2以上の委員会を設置する場合においては、2通りの設置方法があり、合併前の市町村の区域を区域としないで設置する場合は、在任特例を選択しないパターンと在任特例を適用するパターンの2パターンあります。もう1つは、合併前の市町村の区域を区域として設置する場合は、農委法による特例の1つのパターンがあります。

2ページにつきましては、1ページの内容を身分、選挙など区分ごとに各パターンを比較しやすいようにフロー図にしたものであります。

3ページをご覧ください。農業委員会の設置に関してでございますが、農業委員会は1市町村に1委員会が原則であります。農委法第3条第2項に区域が著しく大きい市町村又は農地面積

が著しく大きい市町村は、区域を2以上に分けて各区域に農業委員会を置くことができる旨の規定があります。その区域を分ける基準として農委法施行令第1条の3に区域面積については24,000ヘクタールを超えるもの。農地面積については7,000ヘクタールを超えるものとされており、どちらかの基準を満たす場合は、2以上の農業委員会を設置できることとなっております。

3市村の状況の表を見ていただきたいのですが、この3市村の区域は、区域面積の合計が72,184ヘクタールであり、24,000ヘクタールの基準を満たしていることから、設置数及び形態を先に決定する必要があります。

この設置形態におきまして3パターンがあります。1の1つの農業委員会を置く場合ですが、3市村の区域を1つの区域にして1つの農業委員会を設置する、本来あるべき原則の姿であります。以下の2つは2以上の農業委員会を置く場合ですが、理解しやすいパターン3を先に説明いたします。

これは合併前の市町村の区域を区域とする場合で、合併前の農業委員会の区域をそのまま区域として農業委員会を設置するというので、合併前と何ら変わらない取扱いとなります。

次に2のパターンですが、合併前の市町村の区域を区域としない場合でありまして、1でも3でもない設置形態がこのパターンになります。この他にも区域の設定の仕方は沢山あると思いますが、例として2つ載せております。

この設置数及び設置形態を決定後、合併の方式によった場合の検討をすることとなります。

4ページをご覧ください。まず、農業委員会委員の定数についてですが、農委法第7条第1項に選挙による委員の定数が規定されており、農地面積等の区分に応じ10人から40人の間で条例で定めることとなっております。3市村の地域におきましては、どの設置形態をとりましても、条例で定める定数は10人から20人以下となります。また、農委法第12条には選任による委員に関して規定されており、農業協同組合及び農業共済組合の推薦による委員各1人と議会推薦による委員5人以内となっております。

1つの農業委員会を置く場合について説明いたします。

新設合併の場合には、2パターンあります。まず、パターン1-1の原則として、特例の適用を選択しない場合の取扱いであります。3市村の全ての委員はその身分を失い、合併期日から50日以内に設置選挙を行います。この期間の農委法定数範囲内とあります定数につきましては、先ほど説明いたしました10人から20人の範囲内の選挙委員の定数を定め、プラスして選任委員の数ということになります。

次にパターン1-2の在任特例として、合併特例法第8条第1項から第2項を適用した場合の取扱いであります。1-1の原則によらず、3市村の選挙による委員で新市の委員会の被選挙権を有する者は、3市村の協議により10人から80人の範囲で定めた数だけ、選挙を伴わず、1年以内の期間に限り、新市の委員として在任することができます。この10人から80人の範囲の数は、3市村の場合、※1にありますとおり実際には現委員数の30人が選挙による委員の定数となります。その後の一般選挙以降については、農委法に基づく条例で定める定数に復帰することとなります。

続きまして5ページ編入合併であります。ここで編入合併の制度を説明するにあたっては、議会議員の取扱いに合わせまして、厚田村及び浜益村が石狩市へ編入した場合を想定し、編入する市町村は石狩市、編入される市町村は厚田村及び浜益村とあてはめて説明いたします。

編入合併には大きく2パターンあります。まずパターン1-3の原則として、合併特例法の適用を選択しない場合の一般法での取扱いであります。編入合併の場合は、石狩市の選挙による委員、選任による委員、ともに合併前となんら変わりはありません。しかし、厚田村及び浜益村の全ての委員については、その身分を失うこととなります。ただし、石狩市の定数が12人と農委法定数範囲内の20人より下回っているため、農委法上では単純計算で最大8人までの増員が可能であると考えられますが、定数の増減が認められるのは、農委法第10条第2項により選挙区を変更した場合についてであります。同様に同規定に基づき厚田村と浜益村で1つの選挙区を設置する場合についても、合併期日から50日以内に増員選挙を行えるものと考えております。また、定数については、3市村の協議によりあらかじめ定めておかなければならず、任期については、石狩市の委員の残任期間となります。その後の一般選挙以降については、農委法に基づく条例で定める定数に復帰することとなります。

これらのことについて、具体的な取扱いについては、現在北海道に照会中であります。

次にパターン1-4の在任特例として、合併特例法第8条第1項から第2項を適用した場合の取扱いであります。石狩市の選挙による委員、選任による委員、ともに合併前となんら変わりはありません。また、厚田村及び浜益村の選挙による委員で新市の委員会の被選挙権を有する者は、3市村の協議により40人以内で定めた数だけ、選挙を伴わず、石狩市の委員の残任期間に限り、新市の委員として在任することができます。この40人以内の数とは、新市の全ての選挙による委員の定数ではなく、編入される厚田村及び浜益村で増員できる数であります。3市村の場合、※3にありますとおり実際には現委員数の18人が増員数となります。その後の一般選挙以降については、農委法に基づく条例で定める定数に復帰することとなります。

6ページをご覧ください。ここからは、2以上の農業委員会を置く場合の取扱いになります。2以上の委員会を置く場合は、新設合併、編入合併ともに共通の制度内容となっております。まず、合併前の市町村の区域を区域としないで2以上の農業委員会を設置する場合ですが、理解しやすいようにパターン2-2を先に説明いたします。

在任特例として、合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項を適用する場合の取扱いであります。3市村の全ての選挙による委員であった者で、新市の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は、3市村の協議により10人から80人の範囲で定めた数だけ、選挙を伴わず、1年以内の期間に限り、新市の委員として在任することができます。これは、パターン1-2で説明しました特例措置の内容と全く同じであります。ただ、2以上の委員会の設置でありますから、それぞれの委員会に特例措置が講じられることとなります。

このパターン2-2の在任特例を選択しない場合が、パターン2-1の在任特例非選択として、合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項を適用しない場合の取扱いとなります。3市村の全ての委員はその身分を失い、合併期日から50日以内に2以上設置された各委員会において設置選挙を行います。なお、これは編入合併であっても、同法同条第3項の後段部分の規定によりまして新設合併とみなされるため、合併の方式によって制度内容は異なるものです。

最後に、合併前の市町村の区域を区域とする2以上の農業委員会を設置する場合ですが、これにつきましても新設合併、編入合併ともに共通の制度内容となっております。

パターン3-1の農委法の特例として、農委法第34条を適用した場合の取扱いとなっております。3市村の合併前の農業委員会の区域をそのままの区域として置く場合は、それぞれの委員会が存続し、全ての委員、また任期について従来のままの取扱いとなります。現在と何ら変わり

ない姿となります。

7ページ以降は、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて定められた関係法令を抜粋しておりますので、参考にしてください。

以上、農業委員会委員に関係する制度の概要についての説明を終わります。

○熊倉委員長：事務局の説明が終わりましたので、協議に入りたいと思いますが、先ほどの議会議員の要領と同じく、本日は資料の精査という形でご質問、ご意見を賜りたいと思います。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員：はい。ちょっといきなりで厳しいのかな、難しいのかなという部分ありますけども、農業委員会というのはご存知のように、共済組合、農協から1名ずつ選任の部分が農委法でうたわれておりますけど、仮に編入にせよ、新設にせよ合併するとなった場合に、(選任による委員は)石狩農協ですか、北石狩農協ですか。事務局としてはその辺はどのような形になると思いますか。

○熊倉委員長：事務局よくわかりましたか。はい、それではどうぞ。

○清水事務局次長：選任委員を選ぶ際、どちらの農協から選ぶのかというそういう質問でよろしいですね。当協議会ではそこまでの内容を協議するとは考えておりません。制度のどれを選択するかということで、後は選任委員というのは新市において、実際にどのように選択をするかというのは決まっていますので、個別にその具体例まで合併協議会でやるという形ではないと考えております。

○熊倉委員長：伊藤委員、今の説明でご理解いただけましたか。

○伊藤委員：いや、現実に1市の中に2つの農協が存在することになるでしょ。そうすると基本的にどちらが優先権を持つのかと、まあ今後の協議であろうけど。

○熊倉委員長：はい、事務局。

○清水事務局次長：そのどちらを選ぶのかというような協議は、こちらの方ではならないと思うんですよ。それは新市になりまして、新市の部局の方が選任するにあたって決裁を取って、市長と相談してどうするかと。その時に2つの農協と関係者が集まって協議がされるんじゃないかと。実態の部分ではなく、私たちが今やらなきゃいけないのは、制度をどのようにするかという協議なので、その点ご理解いただければと。

○伊藤委員：いや、わかるんですけど、結果的にはそこへ入ると思うんですよ。

○中村調整班長：今ですね、石狩市の農業委員会事務局長より教えていただいたんですが、農協がその地域に2つある場合は2つから出さなければならない結論だそうです。

○伊藤委員：じゃあ、資料のどっかに書いといてくれ。

○清水事務局次長：はい、わかりました。すいません勉強不足で。

○熊倉委員長：ただ今の答弁で伊藤委員よろしいでしょうか。

○伊藤委員：よろしいです。

○熊倉委員長：はい。学識経験者についての選任は、両方から出すというように決められているということでご理解を願いたいと思います。その他何かご質問、ご意見がございますか。

はい、酒井委員。

○酒井委員：農業委員っていうのは選挙じゃないんですか。

○熊倉委員長：選挙ですよ。

○酒井委員：ここに関係法令の抜粋の中に、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事を置くとか書いてあるけど。

○熊倉委員長：これは、今言う学識経験者の部分なんです。

○酒井委員：それは選挙じゃないんだ。

○熊倉委員長：そうです。学識経験者ということでございます。

○酒井委員：また別に枠があるんですか。

○熊倉委員長：はい。それを今、2つの農協があれば、それぞれから出さなければなりませんという説明があったということです。

○清水事務局次長：簡単にご説明いたします。農業委員の中には大きく分けて2種類ありまして、選挙により選ばれる者と、学識と申しまして団体から推薦されて出てくる方々と2つに別れまして、また学識の中にも農協、共済組合から出される者と議会から推薦される者に分かれております。それらで農業委員会が構成されてるということとなります。

○熊倉委員長：酒井委員、ご理解できましたか。2通りありますということでございます。

○酒井委員：はい。

○熊倉委員長：その他、ご質問、ご意見がございましたらお受けいたしたいと思います。

はい、坪田委員。

○坪田委員：初歩的なことで申し訳ないんですけど。

○熊倉委員長：何でも結構でございます。

○坪田委員：選挙って、普通の市民の選挙じゃないですよ。議員を選ぶときの選挙とは違いますよね。その一般選挙っていうのはどういふので、設置選挙ってのもありますよね。設置選挙っていうのは誰が投票するんですか。

○熊倉委員長：はい、事務局答弁をお願いします。

○清水事務局次長：選挙権を持つ者なんですけど、その区域の中に住所や土地を持っている方々なんですけれども、その土地の経営者とか事務従事者とか選挙権が決まっております、そちらの方々が選挙いたします。まちの人とか農業に関係ない人が選挙するわけではなく、農業に関係している人たちがする選挙だということが1つと、設置選挙というのは、農業委員会をこのような廃置分合とか農地が全くないところに農地が急にできたと、そうなった場合農業委員会を設置しなければならぬんですね。その農業委員会を設置するときに、その委員を選ぶと、議会では議員です。

農地のあるところには農業委員会を置かなければならないということになっているんですが、法令で本当に少ないところはいよいよというのがあるんですが、一般的に農地があれば農業委員会を置くことになっているんです。そうするとその農業委員会というのは、例でいえば議会みたいなものですから、議会には議員が必要です。それが農業委員という形になるんです。その委員を選挙で農業従事者たちが選ぶと、このようにご理解いただければいいのですが。

○熊倉委員長：事務局。折角3市村から農業委員会事務局の方が来ておられますので、手短かにひとつ説明を農業委員の投票する選挙者の資格とかそれを誰か代表してお願いいたします。

はい、及川局長。

○及川石狩市農業委員会事務局長：私、石狩市農業委員会事務局長を担当しております及川でございます。よろしく申し上げます。

今の質問に対して、私のほうからお答え申し上げますが、資料8ページを見ていただきたいんですが、この関係法令の抜粋の中で法律の施行令がございまして、選挙権を有する方というのは、農地の面積1,300ヘクタール以下の農業委員会は、設置義務がある。20人以下の定員

を基準とするということと、10アール以上について、それと日数が入ってないんですが、農業を営む60日以上になってございますが、これらを有する者は選挙権があるということでございます。

○熊倉委員長：酒井委員から報酬もということですか。

○酒井委員：いや、農業委員っていくらぐらい報酬もらっているのかなど。

○熊倉委員長：それは、各市村の皆さん、ご説明願えますか。

○及川石狩市農業委員会事務局長：石狩は、36,000円です。

○熊倉委員長：はい、厚田村。

○配野厚田村農業委員会事務局長：すみません。私、変わったばかりで金額的なことは承知していません。確か30,000円程度だったと。

○熊倉委員長：はい、浜益村。

○中元浜益村農業委員会事務局長：委員長が39,000円で、委員は30,000円ですね。

○熊倉委員長：はい。概ねでございますけども、酒井委員わかりましたか。

○酒井委員：これ、非常勤って書いてあるけど、だから36,000円なんだ。

○熊倉委員長：はい。3万円前後ということでございますね。

あの、坪田委員もわかりましたでしょうか。

○坪田委員：わかったんですけど、すみません一般公募なのでもう1つ質問させてください。

○熊倉委員長：どうぞ。

○坪田委員：農業組合ってありますよね。そして漁業組合もありますよね。それで今度はすごく海を一杯有する市になるわけですよね。漁協のほうはこういった委員会みたいのがなくて、なんで農業のほうだけ委員会ってのがあるんですか。

○熊倉委員長：事務局、お答え願います。

○清水事務局次長：お答えさせていただきます。漁業の場合は海区調整委員会と申しまして、これは市町村を飛び越えるわけでございます。海には線引きが難しいものでいくつの市町村をまたいで設定される委員会でございます。従って、これにつきましては選挙の所管が都道府県となっておりますので、市町村は関係ないという形になります。ところが農業委員会の場合については、市町村に1つという原則になりまして市町村単位での委員会となりますので市町村の選挙ということになります。合併に関係してくると。この点ご理解いただければと思います。

○熊倉委員長：坪田委員、わかりましたでしょうか。

○坪田委員：わかりました。

○熊倉委員長：はい。その他ございますか。なければ次に進めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

(はいの声)

ないようでございますので、合併特例法はそれぞれの身分についての沢山のパターンがあるようございますが、皆様制度の内容はおおむね理解できたのではないかと思います。合併の方式が決まっていないということで本日はこの程度の説明ということで理解いただきたいと思います。

(3) 小委員会の運営及びスケジュールについて

○熊倉委員長：次に進みます。(3)小委員会の運営及びスケジュールについてを事務局より説明願います。

○**清水事務局次長**：ご説明いたします。資料4の小委員会の運営及びスケジュールについてでございます。まず1番目、小委員会の運営でございます。石狩市・厚田村・浜益村合併協議会の小委員会規程に基づきまして、小委員会を運営していくこととなっております。まず(1)でございますけれども、委員長は小委員会の会議の議長となります。委員長に事故あるときは副委員長が職務を代理することとなっております。

次に(2)の小委員会の会議についてでございますが、①会議は委員長が招集することとなっております。なお、委員の過半数の者が出席しなければ開くことはできません。②でございますが、委員長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができることとなっております。③会議は公開となっております。④その他会議の運営にあたりましては、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会運営規程第6条から第13条の傍聴規程でございますが、これらの規定が準用されることとなります。

次、2ページにまいりまして、(3)小委員会の協議等の経過や結果につきましては、委員長が協議会の会議に報告する形となりますのでよろしくお願いいたします。(4)小委員会の庶務は事務局が行います。(5)会議の開催場所についてなんですけれども、この点ご協議いただきたいんですが協議会と同様、原則として3市村の持ち回りで開催していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2当面のスケジュールでございます。第1回目は本日行っただけでございます。その下に書いてあります※印合併の方式が決定後、第2回目の会議を開催いたしたいと思っております。ですので、第2回目は早くとも8月以降になるのではないかと考えております。内容としましては、決定した合併方式に従ったパターンについて検討していく形になるかと思っております。第3回目以降については、今のところ時期未定となりますけれども、2回目以降、まとめられた協議結果を調整案をつくっていく作業になるかと考えております。なお、更なる調査・研究・協議が必要な場合には、状況に応じて逐次小委員会を開催することができますので、その時についてはまたご相談したいと思っております。以上でございます。

○**熊倉委員長**：事務局の説明が終わりましたので、協議に入りたいと思っております。このスケジュールに関してのご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、本委員会は3市村持ち回りで開催すること、次回の会議の開催は、17日に開催されます第3回協議会の状況をみながら事務局にて日程調整をするということで、小委員会の運営及びスケジュールについてを了承したいと思っております。それでご異議ございませんね。

(なしの声)

ありがとうございます。

以上、本日予定をされております案件につきましては全て終了いたしました。

5 その他

(1) 第2回会議の開催日時等について

○**熊倉委員長**：続きまして、事務局より次回の会議の開催について報告をさせます。それでは事務局お願いします。

○**中村調整班長**：次回の開催につきましては、ただいま委員長からお話のあったとおり、17日

に開催されます第3回協議会の状況も踏まえまして日程調整をしていきたいと考えております。その上で、今回の出欠確認の方法と同様に1週間程度の期間を設定しまして往復はがきにて回答をいただき、出席者が一番多い日を開催日としたいと考えております。以上でございます。

○熊倉委員長：ただ今、事務局が説明のとおりでございます。

6 閉 会

○熊倉委員長：以上で、本委員会を閉会いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○熊倉委員長：はい。本日はどうも大変ご苦勞様でした。ありがとうございます。

(以上)

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 15 年 8 月 22 日

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

委員長 熊 倉 正 博